

令和3年度

農薬取扱講習会

(在宅研修)

資料

目 次

- 1 農薬による事故・被害を防止しましょう。
- 2 農薬は適正に使用しましょう。
- 3 農薬は周りに配慮し正しく使用しましょう。
- 4 農薬は正しく販売しましょう。
- 5 毒物・劇物を正しく扱きましょう。
- 6 農薬管理指導士としての意識を高めましょう。
- 7 相談窓口

1 農薬による事故・被害を防止しましょう

(1) 農薬事故はなぜ起こる??

- 農薬による事故被害を防ぐためには、どのような原因で、事故が起こるのかを知っておくことが重要です。
- 近年の事故の傾向としては、特に保管管理不良等による誤飲・誤食が多く見られています。

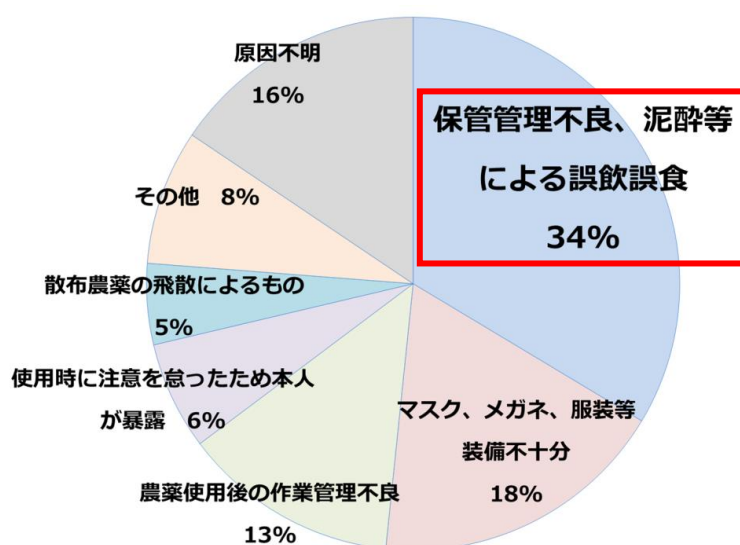
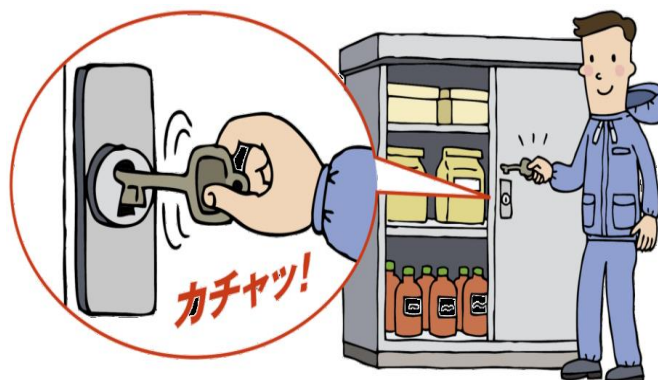


図. 原因別農薬の中毒事故の割合
(農林水産省ホームページから引用)

農薬の誤飲・誤食の事故が30%以上も占めるんだね。「自分は大丈夫！」と
思っている、家族が誤って持ち出したりしないよう、保管管理の徹底に
は特に注意を払おう！未然防止のためには、原因に応じた対策が重要だ！

倉庫や納屋あるいは農薬専用の
保管庫に必ず鍵をかけて保管



(2) 事故被害を未然に防ぐための農薬使用時の注意点

ア 周囲の方への配慮

- 農薬は適正に使用されない場合、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。そのため、特に住宅地周辺や公園などにおいては住民や子どもへの健康被害が生じないように、農薬をできるだけ使用しない植栽等の管理を心がけましょう。
- また、農薬を散布せざるを得ない場合であっても、飛散防止対策に努める、事前に散布日時を周知するなど、周囲の方に十分配慮しましょう。

イ 農薬ラベルの確認の徹底

- 使い慣れている農薬でも、使用する際にはその都度必ずラベルを確認し、希釈倍数等の使用基準や使用上の注意事項を遵守しましょう。
- 「さやいんげん」と「いんげんまめ」のように、名前が似ていても、農薬の登録上では別作物扱いになるものもあります。適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう注意しましょう。
- 使用に関して不明な点がある場合は、京都府病虫害防除所等の指導機関に相談しましょう。

ウ 土壌くん蒸剤の安全使用

- 土壌くん蒸剤を使用する場合は、施用直後に適切な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行い、安全確保の徹底を図りましょう。
- また、使用場所、周辺の状況に十分配慮しましょう。

エ 容器の移し替えは厳禁

- 農薬による事故原因として最も多いのが、保管管理不良による、誤飲・誤食です。
- 余った農薬や希釈溶液をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器に移し替えていたことが誤飲・誤食の原因となった事例も報告されています。
- 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るように努めましょう。不要になった農薬や空容器等は廃棄物処理業者に依頼をするなど、適切に処理しましょう。

2 農薬は適正に使用しましょう。

(不適正な農薬使用を防ぐためのポイント)

農薬が適正に使用されないと、食品衛生法の残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があります。その場合、出荷した農作物は回収や廃棄の対象となります。

農薬の不適正使用を防止するため、日頃から農薬ラベルを確認し使用記録の記帳を行いましょう。

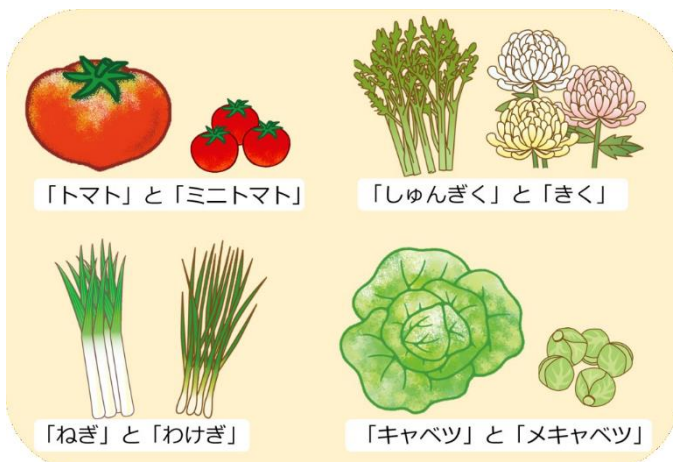
以下のポイントに十分注意して農薬を使用しましょう。

(1) 適用農作物を確認

- 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なります。また、名前や形状が類似した農作物に使用できる農薬でも使用したい農作物に使用できるとは限りません。使用したい農作物がラベルに記載されているか必ず確認しましょう。

(2) 使用量・希釈倍数を確認

- ラベルに記載されている使用量・希釈倍数を確認しましょう。
- 農薬を調製する時には、使用する農薬の量の計算間違いに注意しましょう。



(3) 使用時期を確認

- 農薬には「収穫〇日前まで」といった使用時期が定められています。農薬を使用する前に、必ずラベルの使用時期を確認し、収穫予定日までの日数が確保されているか確認しましょう。
- 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録簿により農薬を使用した日から農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおりに確保されているか確認しましょう。

(4) 使用回数を確認

- 農薬は、その含有する有効成分毎に使用できる総使用回数が定められています。使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認しましょう。
- 購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握しておきましょう。

(5) その他の確認事項

- ラベルに記載されている適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項並びに最終有効年月を確認し、記載事項に従って使用しましょう。

ラベルの確認不足や思い込みによって誤って使用した事例が多いんだね。
「いつも使ってるから自分は大丈夫！」と思っている、実は適用農作物、使用量・希釈倍数、使用時期、使用回数等を間違えて使っていることも。使い慣れた農薬でも使用前には、必ずラベルを確認しよう！

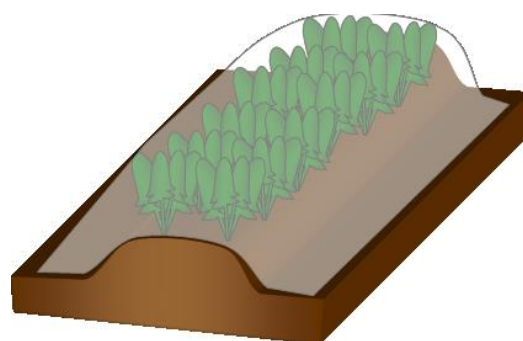
3 農薬は周りに配慮し正しく使用しましょう

(飛散による被害を防ぐための農薬使用時の注意点)

(1) 農薬だけに頼らない病害虫防除の検討

病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬だけに頼らない病害虫防除の方法を検討しましょう。

不織布(防虫網)による
べたかけ栽培



(2) 飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルを使用

粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用したり、液体の農薬を散布する場合は、飛散低減ノズルの使用に努めましょう。

(3) 周りに影響が少ない天候や時間帯を選択

- 農薬散布は、無風又は風が弱いときなど、近隣に影響が少ない天候・時間帯に行いましょう。
- ほ場の外側から内側に向かって散布する、できる限り作物の近くから散布する等、散布の方向や位置に注意しましょう。
- 風向きやノズルの向きに注意し、適正な散布圧力・散布量で散布を行いましょう。

(4) 十分な時間の余裕をもって幅広く周知

- 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知しましょう。
- 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図りましょう。



(5) 防除機器・散布装置の機能や性能を正しく理解

- 無人航空機（ドローン等）を用いて農薬を散布する場合、操縦者は、あらかじめメーカーが作成した取扱説明書等により、機体・散布装置に関する機能や性能、散布方法について理解し、飛散を防止しましょう。
- 動力噴霧機、スピードスプレーヤー等を用いて農薬散布をする場合、使用者は、防除機器・散布装置に関する機能や性能について正しく理解し、飛散を防止しましょう。

使用した農薬の種類や名称、単位面積当たりの使用量や希釈倍数を記録することも重要なんだ。農薬を適正に使用したことが証明できて、農作物や生産者の信頼が高まるよ。

4 農薬は正しく販売しましょう。

(1) 販売者の届出

販売者は、その販売所ごとに当該販売者の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。

- 新設届 販売を開始する日までに
- 変更届 届出人の氏名、住所、販売所の所在地や名称に変更があった日から2週間以内に
- 廃止届 取扱いをやめた日から2週間以内に

インターネットを利用して農薬を販売（インターネットオークションへの出品も含む）する場合も同様です。

(2) 販売者についての農薬の販売の制限又は禁止

- 無登録農薬の販売禁止
- 販売禁止農薬（27農薬）

(3) 帳簿

帳簿農薬の種類別に日々の譲受数量、譲渡数量を記載。なお、帳簿は、最終記載の日から3年間保存しなければなりません。

(4) 虚偽の宣伝等の禁止

- 有効成分の含有量や効果に関して、虚偽の宣伝をしてはならない。
- 登録を受けていない農薬について、登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。

(5) 農薬でない除草剤の表示義務

店内の見やすい場所及び商品の容器又は包装に農薬として使用することができない旨の表示が必要です。

！ 2種類の除草剤

	農作物等の栽培・管理への使用
農薬に該当する除草剤 〔農薬登録のある除草剤 特定防除資材〕	○ 使用できる
農薬として使用することが できない除草剤 〔農薬登録のない除草剤〕	× 使用禁止

※農薬として使用することができない除草剤とは、道路、駐車場、グラウンド等で、農作物等（農作物や樹木、芝、花き等）の栽培・管理の目的以外で使用される農薬登録のない除草剤を指します。

※「非農耕地専用」という表現により、購入者・使用者に、農耕地でなければ使用することができる（例：公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる。）との誤解を与える事例が発生しているため、この表現（「非農耕地専用」）を用いた表示はお控えください。

(6) 農薬を販売する場合に守っていただきたいこと

- 陳列
その他の資材等と区別がつくようにして陳列してください。
- 保管
鍵のかかるところに、他の資材等、特に飲食物や食器とは必ず分けて保管してください。
- 配達
必ず責任を持てる人に手渡してください。

(7) 購入者（使用者）に助言していただきたいこと。

- ラベルに記載されている使用方法等をよく読んで使用すること。
- 周囲に飛散しないよう注意すること

5 毒物・劇物を正しく扱きましょう。

(1) 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たらせなければなりません。

- 製造作業場所、貯蔵設備、陳列場所及び運搬用具について設備基準の遵守状況の点検、管理
- 表示・着色の遵守状況の点検
- 盗難、紛失、飛散、流出の防止の遵守状況の点検、飲食物容器の使用禁止の徹底
- 運搬方法、廃棄方法の技術上の基準への適合状況の点検
- 事故時の応急措置に係る体制整備や再発防止措置等の実施
- 従業員の教育訓練

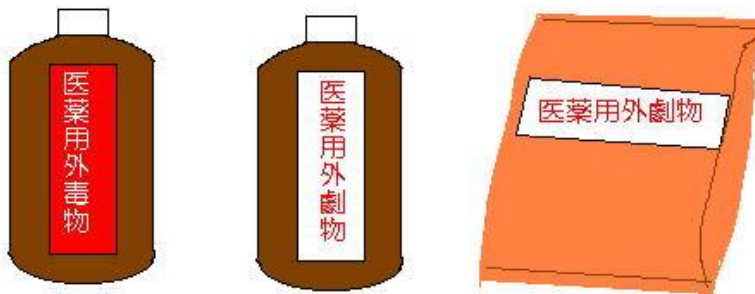
(2) 毒物又は劇物を取扱う全ての者に適用されます。

- 盗難、紛失防止の措置を講じること
 - ・ 毒物劇物専用の設備、鍵のかかる堅固な設備、他人が容易に近づけない場所に保管
 - ・ 鍵の管理
 - 鍵の管理者を選任、鍵の管理簿を備え、管理を徹底
 - ・ 在庫管理
 - 薬品の管理簿により、定期的に在庫量を確認
- 飛散、漏洩、流出、地下浸透防止の措置を講じること
- 保管容器として飲食物容器の使用禁止（例：ペットボトルなど）

(3) 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色を持って「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」を表示しなければなりません。

医薬用外毒物

医薬用外劇物



(4) 保管場所、陳列場所への表示はわかりやすく！

「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の文字を見やすく表示

(5) 毒物劇物営業者は、容器及び被包に下に示す事項を表示しなければ、販売又は授与してはならない。

- 毒物又は劇物の名称
- 毒物又は劇物の成分及びその分量
- 解毒剤の名称（厚生労働省令で定めるもの）
- 製造業者、輸入業者の氏名、住所、その他保管や取扱に必要な注意事項等

(6) 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を書面に記載しておかなければなりません。

- 毒物又は劇物の名称及び数量
- 販売又は授与の年月日
- 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(7) 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

- 18歳未満の者
- 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害防止の措置を適切に行うことができない者
- 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤等の中毒者

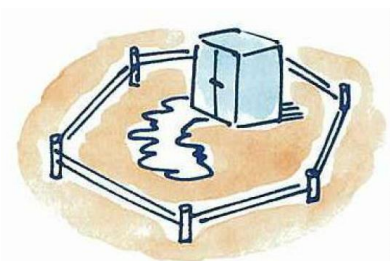
(8) 毒物劇物営業者は、政令で定める引火性、発火性、爆発性を有する毒物劇物を販売する場合、交付を受ける者の氏名及び住所を身分証明書（運転免許証など）により確認し、確認した事項は帳簿に記載せねばなりません。また、帳簿、最終の記載した日から5年間保存しなければなりません。

(9) 毒物劇物を廃棄する際は、政令で定める技術上の基準に従わなければなりません。



(10) 飛散や漏洩等の事故が発生した場合で、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出てください。また、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとってください。

危害を防止するための必要な措置（例）



立ち入りを禁止する。



風下の人に知らせ待避させる。



中和剤を散布する。



洗い流すなど迅速に対処する。

(11) 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに警察署に届け出てください。

6 農薬管理指導士としての意識を高めましょう。

農薬管理指導士は、法及びその他農薬に関する法令等を遵守し自ら範を示すとともに、他の農薬取扱業者等及び農薬使用者に対し次の事項について助言指導を行うものとする。

- (1) 農薬の特性を踏まえた適正な使用の推進
- (2) 農薬の使用に伴う人畜・他作物に対する危被害の防止及び環境汚染の防止
- (3) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 25 条に規定される農薬使用基準等に基づく農薬の安全かつ適正な使用
- (4) 農薬の適正な保管管理
- (5) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づき毒物及び劇物に指定された農薬の適正な取扱い及び安全使用
- (6) その他、知事が必要と認める事項

7 相談窓口

担当機関名	電話番号	所管市町村
農林水産部農産課	075-414-4945	京都市、向日市、長岡京市、 大山崎町
山城広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課	0774-21-3212	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺 市、木津川市、久御山町、井手 町、宇治田原町、笠置町、和束 町、精華町、南山城村
南丹広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課	0771-22-0133	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課	0773-62-2743	福知山市、舞鶴市、綾部市
丹後広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課	0772-62-4305	宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町

* 毒物及び劇物取締法に関する質問は、京都府健康福祉部薬務課（電話
075（414）4788）までお願いします。